

議案第92号

米原市地域包括医療福祉センター条例の一部を改正する条例について

米原市地域包括医療福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成27年12月3日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

病児および病後児保育事業の実施に当たり、当該事業の利用料金等を規定するため、この案を提出するものである。

米原市地域包括医療福祉センター条例の一部を改正する条例

米原市地域包括医療福祉センター条例（平成 26 年米原市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前条第 1 項第 6 号に掲げる保育の実施時間および休業日は次に掲げるとおりとする。

(1) 実施時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(2) 休業日

ア 土曜日および日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

第 18 条を第 19 条とする。

第 17 条第 1 項中「第 15 条」を「第 16 条」に、「第 9 条から第 11 条まで」を「第 10 条から第 12 条まで」に改め、同条第 2 項および第 3 項中「第 9 条から第 11 条まで」を「第 10 条から第 12 条まで」に改め、同条を第 18 条とする。

第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条第 2 項第 3 号中「第 9 条から第 11 条まで」を「第 10 条から第 12 条まで」に、「第 9 条第 1 号イ」を「第 10 条第 1 号イ」に、「第 17 条」を「第 18 条」に改め、同条第 3 項中「第 12 条」を「第 13 条」に改め、同条を第 16 条とする。

第 14 条を第 15 条とし、第 10 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 9 条第 2 号を次のように改める。

(2) 第 3 条第 1 項第 6 号に掲げる保育

ア 児童 1 人当たり 1 日の利用につき 2,000 円。ただし、1 日の利用時間が 4 時間を超えないときは、児童 1 人当たり 1,000 円

イ アに掲げるもののほか、当該保育の実施に当たり必要となった給食費、医療行為等の実費に相当する額

第 9 条を第 10 条とし、第 5 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(病児および病後児の保育の利用者の範囲)

第5条 病児および病後児の保育を利用することができる者は、生後6か月から小学校3学年までの児童で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者または保護者が市内に在勤する者で保育所、幼稚園、認定こども園または小学校に通うもの
- (2) 病気の進行期または回復期にあり、かつ、当面の症状の急変が認められない者または病気の回復期にあり、かつ集団生活が困難である者
- (3) 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等の事由により家庭で育児を行うことが困難な者

付則第2項中「第15条から第17条まで」を「第16条から第18条まで」に改める。

別表第2中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

別表第3中「第10条関係」を「第11条関係」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

米原市地域包括医療福祉センター条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市地域包括医療福祉センター条例</p> <p>第1条～第3条 略 (診療時間等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、前条第1項第6号に掲げる保育の実施時間および休業日は次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>実施時間 午前8時30分から午後5時30分まで</u></p> <p>(2) <u>休業日</u></p> <p>ア <u>土曜日および日曜日</u></p> <p>イ <u>国民の祝日に関する法律に規定する休日</u></p> <p>ウ <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p>4・5 略</p> <p><u>(病児および病後児の保育の利用者の範囲)</u></p> <p>第5条 <u>病児および病後児の保育を利用することができる者は、生後6か月から小学校3学年までの児童で、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>市内に住所を有する者または保護者が市内に在勤する者で保育所、幼稚園、認定こども園または小学校に通うもの</u></p> <p>(2) <u>病気の進行期または回復期にあり、かつ、当面の症状の急変が認められない者または病気の回復期にあり、かつ集団生活が困難である者</u></p>	<p>米原市地域包括医療福祉センター条例</p> <p>第1条～第3条 略 (診療時間等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3・4 略</u></p>

(3) 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等の事由により家庭で育児を行うことが困難な者

第6条～第9条 略

(診療所の利用料金)

第10条 第3条第1項各号に規定する診療または保育を受けた者は、次に掲げる利用料金を市長に支払わなければならない。

(1) 略

(2) 第3条第1項第6号に掲げる保育

ア 児童1人当たり1日の利用につき2,000円。ただし、1日の利用時間が4時間を超えないときは、児童1人当たり1,000円

イ アに掲げるもののほか、当該保育の実施に当たり必要となった給食費、医療行為等の実費に相当する額

第11条～第15条 略

(指定管理者による管理)

第16条 略

2 前項の規定により指定管理者に医療福祉センターの管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務の全部または一部とする。

(1)・(2) 略

(3) 第10条から第12条まで(第10条第1号イに規定する手数料を除く。第18条において同じ。)に定める利用料金の収受に関すること。

(4) 略

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第5条～第8条 略

(診療所の利用料金)

第9条 第3条第1項各号に規定する診療または保育を受けた者は、次に掲げる利用料金を市長に支払わなければならない。

(1) 略

(2) 第3条第1項第6号に掲げる保育 規則で定める額

第10条～第14条 略

(指定管理者による管理)

第15条 略

2 前項の規定により指定管理者に医療福祉センターの管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務の全部または一部とする。

(1)・(2) 略

(3) 第9条から第11条まで(第9条第1号イに規定する手数料を除く。第17条において同じ。)に定める利用料金の収受に関すること。

(4) 略

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

4 略

第17条 略

(利用料金)

第18条 市長は、第16条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第10条から第12条までに定める利用料金を当該指定管理者の収入として全部または一部を収受させることができる。

2 第10条から第12条までの規定にかかわらず、前項の規定により指定管理者に第10条から第12条までの利用料金を収受させる場合は、利用者は、当該利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 前項の利用料金の額は、第10条から第12条までに定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4・5 略

第19条 略

付 則

1 略

(準備行為)

2 指定管理者に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第16条から第18条までの規定の例により行うことができる。

別表第1 略

別表第2 (第10条関係)

略

別表第3 (第11条関係)

4 略

第16条 略

(利用料金)

第17条 市長は、第15条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第9条から第11条までに定める利用料金を当該指定管理者の収入として全部または一部を収受させることができる。

2 第9条から第11条までの規定にかかわらず、前項の規定により指定管理者に第9条から第11条までの利用料金を収受させる場合は、利用者は、当該利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 前項の利用料金の額は、第9条から第11条までに定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4・5 略

第18条 略

付 則

1 略

(準備行為)

2 指定管理者に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第15条から第17条までの規定の例により行うことができる。

別表第1 略

別表第2 (第9条関係)

略

別表第3 (第10条関係)

訪問介護看護ステーションの利用料金

1・2 略

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

訪問介護看護ステーションの利用料金

1・2 略